

倒木や枝の張り出し 道路陥没を見つけたら

次のような状態を見つけたら
土木課までご連絡ください。
・道路や歩道に樹木が張り出し
ている
・枯れ木や枯れ枝など、竹林の
繁茂により通行に障害がある
またはその恐れがある箇所
・道路の陥没箇所

問い合わせ先 土木課管理係
☎0968 (25) 7241



古い電話帳の回収に ご協力をお願いします

N・T・西日本では、環境保護
の立場から古い電話帳の回収を
推進しています。新しい電話帳
をお届けした際、古い電話帳を
配達員にお渡しください。

渡せなかった場合でも、後日
回収しますのでご連絡ください。
紙資源のリサイクルにご協力を

お願いします。

問い合わせ先

タウンページセンター
☎0120 (506) 309

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父または
母と生計を同じくしていない児
童を育成する家庭の生活の安定
と自立を促進するための制度で
す。

受給できる人

児童を監護している母、また
は児童を監護し、かつ生計を同
じくしている父、児童を父や母
に代わって養育している人

対象児童 ①、②のどちらにも
該当する児童が対象です。

①年齢

・18歳に達する日以降の最初の
3月31日まで
・20歳未満で特別児童扶養手
当を受給できる程度の障がい
がある

②父または母の状況

・離婚した後、生計を同じくし
ていない
・死亡または生死が不明
・重度の障がいがある
・一年以上遺棄されている
・法令により一年以上拘禁され
ている
・婚姻によらないで生まれた

対象とならない児童

・日本国内に住所がない
・父または母の死亡について支
給される公的年金を受けるこ
とができる

・父または母に支給される公的
年金の加算対象になつて
・労働基準法など規定による遺
族補償を受けることができる
・児童福祉施設などに入所、ま
たは里親に委託されている
・父または母の配偶者(事実上の
婚姻関係も含む)に養育されて
いるとき(父または母に重度の
障がいがある場合は除く)
・父母または養育者が公的年金
を受けることができる

所得制限

手当を請求する本人、その配
偶者および扶養義務者の所得が
一定以上の場合は、手当の一部
または全部が停止されます。

児童扶養手当支給額(月額)

区分	全部支給	一部支給
児童1人	41,720円	41,710円 ～9,850円
児童2人	46,720円	46,710円 ～14,850円
児童3人以上	3人目以降1人当たり 3,000円加算	

※一部支給は、所得額に応じて支給額が決定され
ます。

問い合わせ先

子育て支援課
☎0968 (25) 7214

相談

特設人権相談開催

人権擁護委員による人権相談
を開催します。相談は無料で、
秘密は固く守られます。

とき

12月9日(木)
午前10時～午後3時

ところ

菊池市中央公民館、旭
志老人憩いの家、七城多目的研
修センター、泗水公民館

問い合わせ先

人権啓発課
☎0968 (25) 7209
各総合支所総務振興課

女性の人権ホットライン

とき

11月15日(月)
～11月21日(日)
平日 午前8時30分～午後7時
土日 午前10時～午後5時

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

相談内容 夫婦、DV、女性差
別など女性をめぐるさまざまな
人権問題
※相談内容についての秘密は厳
守されます。

問い合わせ先

女性の人権ホッ
トライン専用電話
☎0570 (070) 810
※熊本地方法務局では、月曜日
～金曜日の午前8時30分から

強制抑留者に対する特別 給付金の請求受付

シベリア戦後強制抑留者に対
する特別給付金の請求書類がま
だ手元に届いていない人は、ご
連絡ください。

対象者 戦後強制抑留者で6月
16日(水)に日本国籍を有する
ご存命の人
受付期限 平成24年3月31日(土)

問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特
別基金事業部特別給付金担当
☎0570 (059) 204

募集

菊池市健康づくり教室 いきいき養生塾第4期生

実際に体を動かして運動を体
験する教室です。運動を通じて
楽しく健康づくりをしてみませ
んか?

対象者 菊池市在住の人(病氣
療養中の人はご遠慮ください)

日程 全10回で、日時や場所
は別表のとおりです。

定員

30人
参加料 1、300円(食事代
220円、試食代80円、血液検
査料1、000円)

平成23年4月1日から新 規で保育所に入所を希望 する児童を募集します

用紙配布 11月4日(木)～
受付期間 11月15日(月)
～12月17日(金)

申込書配布・提出先 子育て支
援課または各総合支所民生課
受付時提出書類

・保育所入所申込書(児童1人
につき1枚)
・保護者または家庭の状況を明
らかにする証明書

※家庭の状況により市備え付け
の書類が必要になります。
(就労証明書、自営業農林業
経営者証明書など)

随時提出書類 保育料算定のた
めに必要な書類

・確定申告をする人は、申告後
平成22年分確定申告書の写し
・確定申告をしない人は、平成
22年分源泉徴収票の写し(職
場から受け取り後)

・平成22年度課税台帳記載事項
証明書(平成22年1月1日現
在、菊池市以外に住んでいる
人のみ)

入所できる基準 児童の保護者
や同居している親族その他の人
が、児童福祉法に基づき①から
⑧のいずれかに該当し、児童を
保育することができないと認め
られる場合です。

保育所一覧表			
保育所名	住所	定員	経営主体
第一幼楽園	隈府785	120	公立
第二幼楽園	隈府441	90	公立
菊之池保育園	野間口721	90	公立
花房保育園	出田2515	60	公立
ルンビニ保育園	赤星892-4	60	私立
あすなろ保育園	雪野1738-3	70	私立
菊池ひかり保育園	亘109	120	私立
菊池さくら保育園	豊間304-2	70	私立
菊池みゆき保育園	北宮308-1	60	私立
菊池乳児保育園	野間口826	30	私立
砦保育園	七城町流川212	60	公立
加茂川保育園	七城町甲佐町280-1	60	私立
清泉保育園	七城町林原948-2	60	私立
北合志保育園	旭志麓2915-39	40	私立
新明保育園	旭志新明2554	80	私立
川辺保育園	旭志川辺84-1	90	私立
泗水東保育園	泗水町富納464-1	100	私立
富原保育園	泗水町吉富175-46	120	私立
吉富保育園	泗水町吉富2658	80	私立
田島保育園	泗水町田島584-1	70	私立
福本保育園	泗水町福本1792	120	私立

午後5時15分まで、同じ専用
電話で相談に応じています。

申請

父子家庭の児童扶養手当 手続きはお済みですか?

8月から父子家庭の人も児童
扶養手当の対象になりました。
受給するためには申請が必要
です。支給要件は、上記に記載
している「児童扶養手当制度」
をご覧ください。く、広報さくち
8月号26ページをご覧ください。
11月30日(火)までに申請され
ると、次の取り扱いとなります。
・7月31日(土)以前に該当
8月分から支給
・8月1日(日)以降、11月30日
(火)までに該当
要件に該当した日の翌月分か
ら支給

申請期限

11月30日(火)
※期限を過ぎると「申請の翌月
分」からの支給になります。
忘れずに手続きしてください。
詳細については、子育て支援
課、各総合支所民生課にお問い
合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課
☎0968 (25) 7214

その他 定員を超える場合は、
選考し他の保育所に入所してい
ただくこともありますので予め
ご了承ください。

定員は変更になる場合があります。
4月に入所できる児童数は
は、各園の平成22年度からの継
続入所児童数で異なります。
**平成23年度5月以降に入所を希
望する人**

・5月以降に入所を希望する場
合は、希望する前月の1日か
ら15日までに入所申込書など
をご提出ください

・現在、育児休業中で職場復帰
を予定している人は、早めに
ご相談ください

問い合わせ先

子育て支援課
☎0968 (25) 7214